

8月1日から 保険証が変わります

『カードタイプ』から『折りたたみタイプ』に

《現在の保険証・カードタイプ》

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号○○○○○○○○ 平成○○年○月○○日
住 所 岐阜県岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏 名 広域 太郎 性別 男
生 年 月 日 昭和○○年○月○○日
資格取得年月日 平成○○年○月○○日
発 効 期 日 平成○○年○月○○日
交 付 年 月 日 平成○○年○月○○日
一部負担金の割合 ○ 割
保 険 者 番 号 ○○○○○○○○
保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

《新しい保険証・折りたたみタイプ》

被保険者番号 ○○○○○○○○
氏 名 広域 太郎
一部負担金の割合 ○ 割
有 効 期 限 平成○○年○月○○日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号○○○○○○○○ 平成○○年○月○○日
住 所 岐阜県岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏 名 広域 太郎 性別 男
生 年 月 日 昭和○○年○月○○日
資格取得年月日 平成○○年○月○○日
発 効 期 日 平成○○年○月○○日
交 付 年 月 日 平成○○年○月○○日
一部負担金の割合 ○ 割
保 険 者 番 号 ○○○○○○○○
保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

○平成21年度の保険料額が決定しました

平成20年中の所得が確定し、平成21年度の保険料が決まりましたので、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。

なお、保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。(6月以降に後期高齢者医療制度の被保険者になられた方へは、8月以降にお送りします。)

○保険料の軽減制度があります

①均等割額の軽減

世帯(被保険者および世帯主)の平成20年中の総所得金額等の合計額	軽減割合
33万円(基礎控除額)以下の世帯	被保険者全員が年収入80万円以下(その他各種所得がない場合) 9割軽減 上記以外 8.5割軽減
[33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)]以下の世帯	5割軽減
[33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	2割軽減

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額を一律5割軽減します。

③被用者保険(健保や共済など)の被扶養者だった方

後期高齢者医療制度に加入された日の月から2年間は所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

ただし、平成22年3月までは、特例措置として均等割額を9割軽減します。

○保険料のお支払いが難しいときはご相談ください

災害などにより重大な損害を受けたときや失業など、その他の特別な事情により保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合がありますので、お早めに保険医療課にご相談ください。

○保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。口座振替によるお支払いを希望される方は、保険医療課にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の保険証は、75歳以上の方と、65歳から74歳で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成21年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のカードタイプから折りたたみタイプに変更となり、氏名や自己負担割合が大きな文字で表示されています。